

# News of Peace No.5

発行：桜区平和を考える会 2016年12月1日

11月20日、第2回市民講座を土合公民館にて開催いたしました。講師は基礎経済科学研究所・東京支部役員の子島喜久氏。「今、憲法を考える—イロハから学ぶ憲法」と題して講演をしていただきました。憲法のイロハとしては、少し難しかったかもしれませんが、内容は充実したものでした。

(編集部)

## ●第2回市民講座のレポート

講師の子島喜久氏は桜区在住で、昨年『護憲論——憲法学の方法・国民統制による文民統制』を関東図書から出版されました。「国民統制による文民統制」とは、国民の力で政治を担っている文民（政治家や官僚など）を統制するという意味だそうです。この本を出版されたのは、憲法の精髓を明らかにすることで、先の大戦での多くの戦争犠牲者やその遺族を思うとき、私たちは憲法の精神をぬがめることなく擁護して、考察を進めるためだそうです。そのためには、憲法の規定が平和憲法であることを前提にして、後世に憲法の精神を継承していくためにも、社会科学の立場からも、日本国憲法を生きている憲法として肯定的に認識することが重要だと提言されています。

次に講演内容の要旨を報告いたします。

## § 平和とは力を合わせて生きること

もともと平和（Peace）の原義はPieceで、「同意する」という意味があり、争いをなくすためには相互理解と会話を通じて同意することが平和であり、協力して力を合わせて生きることです。さらに現行憲法は長い戦争と多くの犠牲の中で制定された大切な平和憲法で、憲法は権力を行使する者が従わなければならない行動規範です。

日本国憲法の精神を端的に表している憲法前文を示して、第1段階では基本原理の、国民主権〔日本国民は主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する〕を規定しており、第2段階では恒久平和〔日本国民は平和のうちに生存する権利を有することを確認する〕、第3段階ではこの憲法の普遍性を述べ、第4段階では日本国民は国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓っているとも指摘されました。



また国民主権にかかわる憲法第92条は、「地方自治の基本原則」を規定しており、地方自治とは住民自治を意味しており、住民自治とは「地方の自治は住民の意思に基づいて行われ」、民主主義を基本にした規定です。沖縄での基地の押し付け、原発再稼働問題など、住民の自治が踏みにじられている現状はきわめて重大で、その地域だけの問題ではなくて、私たちの権利侵害だということです。

## § 国民の支持を受け定着した憲法

憲法の制定過程についても触れて、鈴木安蔵・高野岩三郎などの憲法研究会の憲法草案、連合国軍最高司令官のマッカーサーノート（3原則のうちの一つが、第9条のもとになった戦争放棄に関する原則）と芦田修正と幣原の合作（戦争の放棄をうたった九条はマッカーサーと当時の首相幣原の合作）など、様々な提案がなされ議論のうえ、さらに憲法制定国会では40日間も審議されて制定されたと話されました。国民の支持を受け定着したのが現行憲法です。

## § 草の根から護憲の活動を

憲法の基本原則は三位一体（「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」）であり生命原理であるからこそ、公務員たる国家権力を行使する者には憲法尊重擁護義務が課されています。ところが、憲法66条2項の文民統制条項が「理の政治」から逸脱しようとする危機的な状態にさらされているとの現状認識にたって、現行憲法の精髓を形骸化させることなく擁護することが求められていると強調されました。そのためには憲法を自分自身のものとして、草の根的な平和運動を作り出し、市民組織や労働組合、NPOなどと連帯すること、それを後世に継承させていくことが課題であると結びました。

その後、参加者32名で質疑討論を行いました。今回も多数の方の参加を得て、講演会を行うことができました。若い方の参加が多く元気が出ました。

## 【桜区平和を考える会】総会が開催されました

桜区平和を考える会は、昨年12月に発足して以来、主催する映画や講演会などに多くの方に参加をしていただけるようになりました。さらに多くの方に参加、活動していただくために、会のルールなどを整えることを目的に、11月20日（日）第1回の総会を開催しました。

総会では、経過報告・主意書・会則が提案され、活発な質疑・討論が行われた後、3案は一括承認されました。さらに会の役員である運営スタッフ13名と会計監査を選出しました。

当会の主意書に賛同される方はどなたでも参加できます。積極的なご参加をお待ちしています。

### 【設立趣意書の抜粋】

私たちは、日々暮らしている地域において地に足をつけて活動していくことこそ重要であると考えます。隣の人と会話しともに活動していくことや、自治体や議会への働きかけによって少しずつではありますが、初めて社会が変わっていくと思っています。（中略）

さいたま市桜区で私たちは活動します。平和はただ単に戦争をしていない状態というのではなく、ひとりひとりの人権が尊重され、市民の参加が豊かに実現する社会であると考えます。桜区平和を考える会は、そのような理想を目指して活動していきたいと思ひます。

### ●第1回運営スタッフ会議

総会終了後に、第1回運営スタッフ会議が開かれました。

運営スタッフ代表に今井弘行さん、佐藤みつ子さん、事務局長に小高真由美さん、会計に米倉一美さんが選出されました。また、大高文子さんに会計監査（総会で選出）をお願いいたしました。

### ●ロゴマーク

近藤正人さんが「桜区平和を考える会」のキャラクターをデザインしてくれました。2種類（目が違う）のどちらかを選ぶ予定でしたが、普段は丸い目の方を使い、何か表情をつける時にはニコニコした目も使いたいという意見が出て、両方を使用することになりました。基本は丸い目のキャラクターです。名前を募集しています。



### 【切り抜き帳】（東京新聞から）

●政府による社会保障の切り下げが強行されている。年金制度改革と称する年金カット法、介護保険負担増、70歳以上医療費負担増と矢継ぎ早だ。11月25日に強行採決された公的年金の支給額を引き下げる新ルール「賃金・物価スライド」を盛り込んだ年金制度改革法案をみまると、現行の制度〔物価が上昇、賃金が下落した場合、年金据え置き、物価の下落より賃金が下がっても物価の下げ幅に合わせる〕を、〔どちらの場合でも賃金の下げ幅に合わせて年金支給額を下げる〕という内容。この法案に対して賛成は高齢者では26.2%、若年層は41%と世代間の対立をあおる結果になっている。しかし、これが実施されると30年後には厚生年金の給付水準は2割下がり、国民年金は3割下がるという代物。世代間で対立しているばあいではない。

●国際NGOの「国境なき記者団」は沖縄県の在日米軍取材での【報道の自由】の侵害を懸念する声明を発表した。問題の一つは、米軍による英国人ジャーナリストへの監視活動だ。ジャーナリストの個人情報を集めているほ

か、自宅からいくつかの米軍のサイトへの接続が遮断されていたことが分かった。さらに、今回の声明では、沖縄県北部訓練場でのヘリパッド建設への抗議活動取材していた琉球新報と沖縄タイムスの記者が機動隊に一時拘束されたことについても懸念を表明し、「国による報道の自由の侵害だ。政府は警察の行動を容認し、悪しき前例を作った」と指摘している。さらに声明は「安倍晋三氏が2012年12月に首相に就任して以来日本では報道の自由を尊重する度合いが下がり続けている。『報道の自由度ランキング』では108か国・地域中72位。ランキングが2002年に始まって以来過去最悪に落ち込んでいると結んでいる。

### 【お知らせ】

○ホームページを開設しましたので、ご利用ください。

(パソコンからは、『桜区平和』で検索)

(PC) <http://spa.g1.xrea.com/>

(携帯) <http://spa.g1.xrea.com/smh/>

### 【会の活動報告】

署名活動（「核兵器禁止条約実現に政府は賛成してください」の署名）

○10月 5日 中浦和駅

○11月 2日 西浦和駅

### 会議等

○10月 1日、10月15日 定例会（臨時定例会）11月5日

○11月20日 第2回市民講座・第1回総会・第1回運営スタッフ会議

○11月30日 運営スタッフ役員会

### 【会のこれからの予定】

○12月11日（日）

学習会・第2回運営スタッフ会議 14時～ 大久保東公民館

○1月15日（日）

学習会・第3回運営スタッフ会議 14時～ 土合公民館

※拡大運営スタッフ会議の前に学習会として、

1時間くらいのビデオ上映などを行います。誰でも参加できます。

### 桜区平和を考える会発行

ホームページは、「桜区平和」で検索！

<http://spa.g1.xrea.com/>

連絡先：090-8588-4966（今井） 090-4433-7092（小高）

090-6120-3411（佐藤）

振込口座：ゆうちょ銀行

口座番号：00270-8-104990

加入者名：桜区平和を考える会

年会費：1,000円

振込手数料はご負担ください



会員募集中！  
カンパ歓迎